

## 真の分権型社会の実現を求める決議

先の通常国会において、国と地方の協議の場に関する法律や第1次一括法、第2次一括法等が成立したことは、真の分権型社会の実現へ向けた第一歩であると考えられる。

しかし、本会が都市自治体における支障事例に基づき提言した事項、地方分権改革推進委員会の勧告事項に係る権限移譲や義務付け・枠付けの見直し、さらには地方税財政の充実強化など、未だ多くの課題が残されている状況にある。

特に地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築することが必要であり、本年度中に必要な法制上の措置を講じることとされており、社会保障関係費に係る地方負担の今後の伸びや、また、国・都道府県から基礎自治体への権限移譲の動向を踏まえれば、それぞれの役割分担に応じた税財源の配分のあり方を早急に見直すことが求められている。

このため、住民生活や地方に関わる事項の制度設計や政策の具体化に際しては、国と地方の協議の場において真摯に協議を行うとともに、住民に最も身近な都市自治体の意見に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を強力に推進することが必要である。

よって、政府においては、真の分権型社会の実現を図るため、下記事項を実現するよう強く要請する。

### 記

#### 1. 都市自治体への権限移譲の推進

国・都道府県・市町村の役割分担を明確にし、「基礎自治体優先の原則」、「補完性・近接性の原理」に基づき、第2次一括法に盛り込まれた事項にとどまることなく、総合行政主体としての都市自治体に対して、地方分権改革推進委員会の勧告を上回る制度単位での包括的な権限を移譲し、都市自治体が総合的、一体的に事務事業を実施できるようにするとともに、移譲された事務を円滑に実施するため必要となる財源の確保と専門的な人材育成等の仕組みを構築すること。

## 2. 義務付け・枠付けの廃止・縮小と条例制定権の拡大

都市自治体の自主性の強化及び条例制定権の拡大を図る見地から、法令による義務付け・枠付けについては、第1次一括法及び第2次一括法に盛り込まれた事項にとどまることなく、地方分権改革推進委員会の勧告に沿って廃止を原則とした見直しを行うこと。

また、都市自治体が条例化等に向けて参酌・検討等が行えるよう、十分な時間的余裕の確保や情報提供など適切な措置を講じること。

## 3. 地方税財源の充実強化

- (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。
- (2) 社会保障と税の一体改革に当たっては、都市自治体が社会保障制度において果たしている役割を踏まえ、地方単独事業を含めて社会保障サービスを持続的に提供できるよう、地方消費税率の引上げなどにより、税源の偏在性が少なく税収が安定的な地方税体系を構築するとともに、当該財政需要を的確に地方財政計画に積み上げ、必要な一般財源総額を確保することにより、都市税財源の充実強化を図ること。
- (3) 固定資産税の平成24年度評価替えにおいて、大幅な減収が見込まれることから、合理性が低下した課税標準の特例措置等については、抜本的な見直しを図ること。
- (4) 都市自治体の地球温暖化対策に係る財源については、地球温暖化対策など環境施策において都市自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、その役割等に応じた税財源を確保する仕組みとすること。

また、自動車重量税及び自動車取得税の車体課税については、極めて厳しい都市自治体の状況及び地球温暖化対策の観点から、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め堅持するとともに、現行のエコカー減税導入前の税収水準が確保されるよう措置すること。

## 4. 地方交付税総額の確保と法定率の引上げ

- (1) 都市自治体が直面している福祉、医療、子育て等社会保障、教育・安全などの経常的行政サービスや道路・橋梁、学校等の改修費用など避けることができない財政需要の増嵩を的確に地方財政計画に反映させ、必要な地方交付税総額を確保し、地方交付税の持つ財源調整・財源保障の両機能を強化すること。

- (2) 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引上げ等により対応するとともに、地方自治体の固有財源である「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」に変更すること。

## 5. 市町村の自由裁量拡大に寄与する地域自主戦略交付金の制度設計

市町村は団体間・年度間の事業費の変動が大きい等の課題もあり、先行して実施された都道府県分の運用状況等を踏まえ、「国と地方の協議の場」等で市町村と十分協議を行うこと。

また、市町村の自由裁量の拡大に寄与しない義務的な補助金等は対象外とし、補助金等の総額を削減することなく必要額は必ず確保するとともに、配分に当たっては、地方交付税制度との整合性に留意するとともに、都市自治体の予算編成等に支障が生じることのないよう早期に明示すること。

## 6. 地方公務員給与決定における都市自治体の自主性の尊重

地方公務員給与の決定は、都市自治体の自主性を尊重すべきであり、国家公務員の給与の臨時特例を講じる場合においても、地方公務員に対して国の方針の押し付けは許されるものではないこと。

特に、国家公務員の給与の減額措置等について、地方財政計画や地方交付税の算定において反映させることは厳に行わないこと。

## 7. 国と地方の協議の場の実効ある運営

我が国内政史上画期的な仕組みとして法制化された国と地方の協議の場を実効ある運営とするため、具体的な事項の協議に当たっては、地方からの意見を制度設計等に的確に反映することができるよう、国はあらかじめ十分な時間的余裕をもって提案を行うとともに、分科会等の積極的な活用を図ること。

以上決議する。

平成 23 年 11 月 17 日

全 国 市 長 会